

< 国民健康保険に加入されている方へ > 国民健康保険税が改正されました

国民健康保険において、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、保険税負担の公平を図る観点から、令和2年度からの国民健康保険税の賦課限度額を引き上げました。また、経済動向等を踏まえ、軽減判定基準の所得を引き上げ、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充を図りました。

※令和2年度国民健康保険税納税通知書は8月中旬に発送します。

◆賦課限度額 医療給付費(基礎課税額)分および介護納付金分の賦課限度額を引き上げました。

	改正前	改正後	増減
医療給付費(基礎課税額)分	61万円	63万円	2万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	0円(変更なし)
介護納付金分	16万円	17万円	1万円
合計	96万円	99万円	3万円

◆低所得者に対する保険税軽減措置の拡充

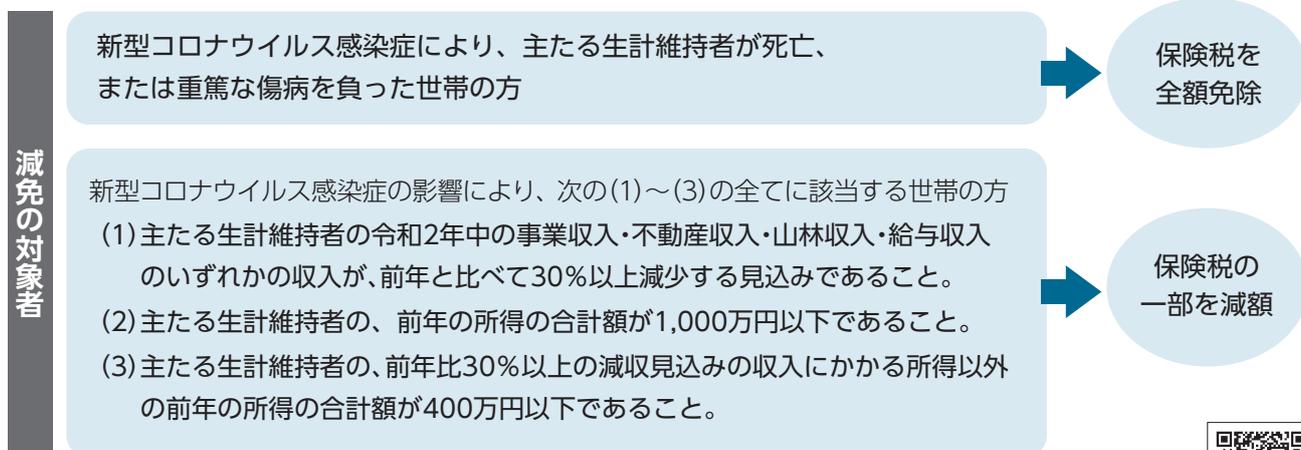
5割軽減・2割軽減の対象となる世帯の所得基準額を引き上げました。

軽減割合	改正前	改正後
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+28万円× (被保険者数+特定同一世帯 所属者数)以下	33万円+28万5,000円× (被保険者数+特定同一世帯 所属者数)以下
2割	33万円+51万円× (被保険者数+特定同一世帯 所属者数)以下	33万円+52万円× (被保険者数+特定同一世帯 所属者数)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国民健康保険の被保険者でなくなった方のことをいいます。今回、7割軽減の対象についての改正はありません。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合など一定の条件を満たした方は、国民健康保険税が減免される場合があります。



※詳細については、市ホームページまたは、8月中旬発送の国民健康保険税納税通知書の同封チラシをご覧ください。



【問い合わせ】医療年金課 国保年金グループ ☎内線1724～1727